

第3回 地域学校協働部会

日時:令和8年8月 21 日(金) 14:00~16:30

会場:南小学校→役場401

【地域学校協働部会】名簿

役職	所 属	氏名	備考
部 会 長	社会教育委員	羽田 吉彦	
副部会長	南小学校長	中村まゆみ	
部 員	山ノ内中学校PTA	山口 辰也	
部 員	山ノ内町社会福祉協議会	鈴木 浩史	
部 員	子ども会育成会連絡協議会長	小林 正俊	
部 員	里山ようちえん おやまのおうち	山崎 龍平	(現西小 PTA 副会長)
部 員	オブザーバー	南條信太郎	(前東小 PTA 会長)
部 員	南小CS地域コーディネーター	平原 進	
部 員	西小CS地域コーディネーター	小河原康貴	(元中学 PTA 会長)
部 員	スポーツ推進委員	中野 哲良	

1 部会長より

2 内 容

(1) 長期休み中の児童クラブの様子

- ・ こどもたちの遊びの様子、長期休み中の利用状況等をみてください。

役場401会議室へ移動

(2) 北部児童クラブの運用について 学校づくり準備委員会(7月 22 日)の報告

(3) これからの PTA 組織について

① 各学校の PTA の取り組みや様子について

資料Ⅰ

② PTA を取り巻く状況について

別紙

③ PTA に関する議論の今後のスケジュールイメージ 裏面参照

Step1 (各校の状況を踏まえて) 委員が考える望ましい保護者組織のあり方の意見交換
期間:令和8年度内 必要に応じて同様の内容でのグループワークを準備委員会でも実施
活動の精選

↓

Step2 保護者組織のイメージ作成
必要な活動を展開するために、必要な役職や専門部構成、会則イメージの作成など
期間:令和8年度末~令和9年中頃

↓

Step3 準備委員会への提案
期間:令和9年12月ころ

↓

Step4 準備委員会での議論
期間:令和10年1月ころ~ → 準備委員会で案の決定

↓

Step5 保護者へのアンケートと方向性の周知
期間:令和10年6月ころ~

↓

Step6 保護者の声を受けての正式方針の決定(開校準備委員会)
目標:令和10年中盤ころ

- ④ 委員が考える、新しい学校での保護者組織のあり方
グループワーク「山ノ内町のPTA(保護者組織)が目指す先」

次回の予定 9月25日(金)17:00~ 文化センターホール 第14回準備委員会との合同開催
テーマ:山ノ内町のPTA(保護者組織)の目的の整理
閉校記念事業について

PTA 組織に関する県生涯学習課との懇談

日 時 令和8年 7月 16日(木) 9:45~11:30

場 所 県庁8階 生涯学習課打ち合わせスペース

出席者 佐藤係長 新井 菅原 県:角田指導主事 鳥居指導主事

○ 基本的なこと

・ PTA の法的な位置づけについて、基本的な内容を教えてください。

→ 明確に法律に出てくるわけではない。根拠としては、憲法 21 条の結社の自由、社会教育法 10~12 条での公の支配に属しない団体、学校教育法 137 条の施設利用のあたりが団体や活動の根拠となってくる。

PTA に関して問題(人権侵害的な役員選出、学校教育に支障をきたす状況、強制による苦痛、個人情報の不適切管理(提供))などがあった場合は、校長が PTA に指導する必要がある。だが、PTA は学校が指導するものではないのでその難しさはある。

あくまで任意団体のため、教員が勤務時間中に活動にかかわる場合は、職専免の承認簿への記載が求められるが実際にそこまでしているところは少ない。

○ PTA 連合会に関すること

・ 義務教育学校となった場合、従来の小学校 P 連・中学校 P 連のどちらに属する形になるのか、あるいは独立した扱いになるのか、県内の前例を教えてください。

→ 県 P 連としての規定はない。郡 PTA の考えによる。

・ 県 P 連や郡市 P 連から脱退、あるいは最初から所属しない選択をした場合、『児童生徒への直接的な不利益(各種コンクールや表彰への参加制限、安全保険の適用外など)』は発生しますか。発生する場合、自治体や学校単位で代替可能な手段はありますか。

→ 県 P 連の三行詩は参加可能。日 P の広報コンクールは参加不可。研修会は声がかからないと思われる。保険については民間で様々なものが出てきている。また全 P でも紹介をしている。

・ 現在、県 P 連に所属し続けることで得られる最大のメリット(情報共有、研修会、他校との連携など)は何でしょう。

→ メリットといわれると目に見えるものは「情報共有やつながり」ということになる。しかし、目に見えないものがあると思う。何かあったときにそれを感じるのではないか。保護者の声を上に届けようとするとき、その声を通すには大きな組織は必要ではないか。

○ 県内の状況について

・ 県内ではどのくらいの数の PTA があるのか。最近減少したとしたらその数と理由を教えてください。また、活動が活発な PTA 組織とその理由を教えてください。

→ 県内では現在510の単位 PTA がある。退会団体は 26、解散団体は 11、休会は7団体。退会したうえで休会

などもあるので単純に合算した数が PTA 組織を大きく変更したというわけではない。令和5年以降急激に増えているのでこの流れは進むと想定される。減少の理由は大きな学校の場合は役員負担と会議の多さが主だが、小さな学校の場合、単純に会員が減少しすぎて、成り立たないという切実な状況もある。県への問い合わせにおいて、活動そのものに対する不満や相談はほとんどない。

単位 PTA で全 P に登録している学校もあるようだ。

・ 県内で PTA を解散し、登録制のサポーター制度やボランティア組織に移行した学校では、『必要な時に、必要な人数が本当に集まっているか』、その状況を知りたいです。

→ 保護者会、学校応援団、サークル活動などの別の形をとっている団体はある。実際に LINE などでは情報共有をして、来れる人だけで来る運営もありうまくいっている例もある。

しかし、多くの事例は取り組みがスタートしたばかりで本当に持続するのかの検証はできていない。

・ 任意組織化・ボランティア化した学校が、後から『やっぱり上手く回らないから元の PTA に戻そう』となったケースや、活動が特定の人に偏ってしまうといった課題は出ていませんか。

→ もとに戻したというわけではないがボランティア組織として動き出した場合は、

- ① 支援の不確実さ ② 責任と調整の所在が不明
- ③ 教職員の負担増（結局学校の仕事になる可能性がある。）
- ④ 保護者のつながりを保持できるか これらの課題は想定されている。

・ PTA 会費を廃止、または都度集金にした学校では、これまで PTA が補填していた『学校行事の備品（卒業記念品やコサージュ等）』や『部活動への補助』の財源をどのように工面していますか（公費負担への切り替え状況など）。

→ そもそもが任意団体である以上、こども個人の所有となるものに PTA 会費を使用すべきではない。全体にいきわたるもののみに PTA 会費を使う方向にする。環境整備の際に参加者に飲み物を配るなどは問題ない。

○ 義務教育学校化した PTA 組織について

・ 義務教育学校化を機に、役員数を大幅に削減したり、委員会制度そのものを廃止して『イベントごとのスポット募集』に変えたりした事例はありますか。

→ スポット募集などについては上に書いた通り。

○ コミュニティ・スクールとの一体的な運営について

・ PTA という独立した任意団体をなくし、コミュニティ・スクール内の『地域学校協働本部（ボランティア募集などを担う組織）』の中に保護者活動を包含させることは、制度上・運用上可能ですか。その際の法的な留意点（個人情報取り扱いなど）を教えてください。

・ CS と一体化させることで、教職員が PTA の事務局（会計や連絡調整）から完全に離れた事例はありますか。

→ 地域学校協働本部と一体化させることは問題ない。しかし、それだけでは現在 PTA で起きている問題が地域学校協働本部（コミュニティ・スクール）の問題につけ変わるだけではないか。仮に CS との一体運営を考えた場合に、保護者の意見を反映させる仕組みは協議会でつくれるのかは課題と考えられる。現在は各校に運営

委員会に PTA 会長があて職でも入っているが、ボランティア組織化した場合にどのような方が協議会に参加するのか課題がある。また、個人情報の適切な管理が当然必要であり、地域学校協働本部に対しても情報を提供するような場合は事前に保護者に承諾をとっておく必要がある。

PTA にコミュニティを加えた PTCA の場合、C に対して PTA 関係の保険は適用されないことも知っておく必要がある。

○ 活動の精選について

・ 地域の慣習や『これまでやってきたから』という声に対して、教育委員会や学校長が主導して活動をスリム化する際、県から助言するとしたらどのような内容になりますか。

→ 現在の活動を徹底して精選してなくては困るものとそうでないものを仕分ける。その上でさらに「保護者でなく
てはいけない」のか判断をすべきだと思う。PTA の目的の再確認をするとういと思う。一般的な目的というのはあるが(角田指導主事としては)PTA はこどものための取り組みを行う組織であると同じくらいに、保護者同士
がつながる機会として大事にしたいと思っている。

最後に、角田指導主事から以下のような話があった。

PTA 組織を見直すというのは正直かなり難しい。それは学校も教育委員会も指導的なことができない組織だから。役員は毎年交代し新しい動きを作ること自体が困難だ。そのような中で、新しい学校はみんなが PTA を考えるチャンスである。これからの時代に即して組織を考えてほしい。

仮にだが P 連からの退会を進める場合だが、校長先生の意見を十分に聞いてもらいたい。

Ⅰ PTAとは(PTA はあくまで一社会教育団体です)

子供は家庭・学校・地域を行ったり来たりしながら、生活し学び、成長します。家庭のしつけが学校での学習に生き、学校で学んだ友人関係が地域に繋がります。子供の成長は時と場所を選ばず継続しています。また PTA は成人教育の場でもあります。より良い保護者・先生であるためには、自ら学び研修に励む必要があります。より良い大人であることが、子供たちの健全教育のためには大切なことです。PTA の幅広い活動を通して、私たちもともに学び、成長していけるそんな組織が PTA です。(日本 PTA 全国協議会 HP より)

2 各校の PTA について

(1) 会長・副会長の選出ルール等

東小	会長：1名 副会長：3名(内1名は校長先生) ※会長は前年度副会長を中心に選出するがこの限りではない ※副会長は現在4年生の保護者から選出する。
西小	会長：1名 副会長：3名(内2名は5年保護者で内1名は次年度会長となる 校長先生)
南小	会長：1名 副会長：3名(内1名は校長先生 1名は6年保護者=子育て委員長兼務 1名は5年保護者=次年度の会長)
中学	会長：1名 副会長：4名(内1名は教頭先生) →各支部の支部長が2名(2年生保護者)+2学年副会長(次期会長)+教頭先生

(2) 専門部の構成

東小	生活指導部(支部役員):児童の家庭生活および社会生活向上 学年学級部(学級会長):学年及び学級の PTA 運営 文化教養部(学級副会長):会員相互の研修及び人権・同和教育の推進 保健厚生部(各学年から選出):児童の健康の増進と福祉及び学習環境の整備の援助 学校統合部(各学年から選出?):令和12年度予定の山ノ内町学校統合関係
西小	総務部(正副会長・幹事): 人権・環境整備部(学年役員):人権同和教育研修会・講演会 環境整備作業(年2回) 保健教養部(学年副会長):会報発行 学校保健委員会 給食試食会 PTA コーラス 校外指導部(正副支部長):街頭指導編成と実施 登校班編成 地区子ども会運営 通学路点検 資源回収 子育て委員会(学年会長):学級懇談会運営 委員会だより発行 親子レク PTA 講演会 スキー教室スキー運搬
南小	総務部:PTA 講演会 PTA 総会 資源回収 施設部:PTA 作業(年2回) アメシロ消毒 厚生部:学校保健研究会 給食センター視察 慰労会計画 教養部:会報発行(年2回)

	生活指導部:交通安全街頭指導 生徒指導連絡協議会 子育て委員会:三行詩 お便り発行 給食センター視察 読み聞かせ ※ 学年で専門部の分担があり、学年会長が専門部長を兼ねる ※ 子育て委員は各学年から選出される ※ 地区代表(内5名がPTA 理事となる)
中学	教養部:会誌(年1回)の発行 人権同和教育について生徒や会員の意識の向上を図る 講演会の 校外指導部:校外生活の指導及び連絡調整 地区行事や地区生徒会へのかかわり 子育て委員会:保護者として、家庭の役割、生徒の健康などについて生徒や会員の意識の向上を図る(給食関係の会議への参加)

(3) 規約について

・加入できる人等についての確認

(4) PTA 会費

東小	西小	南小	中学校
2,500 円(1世帯)	2,100 円(1世帯)	2,500 円(1世帯)	1,500 円(1世帯)

※中高 PTA 連合会分担金:200円×児童・生徒数+2,000 円